

「ピットイン香川」に対し、中古車の修復歴に関する 不当表示で「違約金(200万円)」の措置 ～「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置に従わなかったため～

当協議会は、修復歴の不当表示を行った「ピットイン香川(代表 松浦 早紀)」に対し、2025年11月18日付けで「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置を採りました。

しかしながら、その後、当該事業者は、同措置に従わなかった(今後、不当表示を行わない旨の「誓約書」の提出及び違約金の支払いを、定められた期日までに行わなかった)ことから、2026年4月23日付けで、規約第20条2項(「警告」に従わない場合)の規定に基づき、「違約金(200万円)」の措置を採りました。

【措置の対象となる事業者】

- ▷ 事業者名 ピットイン香川
- ▷ 代表者 松浦 早紀(まつうら はやき)
- ▷ 所在地 香川県丸亀市今津町 268-1

【規約違反の概要】

中古車情報ウェブサイト「カーセンサーnet」及び「グーネット」に広告掲載した別表記載の13台※の中古自動車について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、「修復歴なし」と表示した。

※一般財団法人日本自動車査定協会による「車両状態確認証明」により、「修復歴あり」と判断された12台及び小売時に修復歴がある旨を注文書に記載し、販売する等、修復歴があることを自ら認めている1台

【「嚴重警告及び違約金(100万円)」の措置(2025年11月18日付)】

<措置の内容>

一般消費者に販売する目的で中古車情報サイトに掲載した中古自動車の表示が、自動車公正競争規約第14条第6号の「修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、修復歴がないかのように誤認されるおそれのある表示」に該当するため、「嚴重警告」の措置を採るとともに「違約金」を課した。

【「違約金(200万円)」の措置(2026年4月23日付)】

※警告に従わないことに対し、違約金の措置を課すのは、初めてのケースとなります。

<措置の内容>

当該事業者は、「嚴重警告及び違約金」の措置に基づく、今後同様の不当表示を行わない旨の誓約書の提出及び違約金の支払いを行わず、当該警告に従わないものと認められることから、規約第20条第2項の規定に基づき、違約金200万円を課した。

会員各社におかれましては、このような規約違反が行われることのないよう、規約遵守の一層の徹底をお願いいたします。

【本件に関するお問合せ先】

一般社団法人 自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

別表 関係車両

No.	メーカー・車名	型式・車台番号
1	ホンダ N-BOX カスタム	JF3-5170087
2	トヨタ ノア	ZRR80-0357508
3	日産 セレナ	GFC27-157658
4	スズキ エブリイ	DA17V-686205
5	ホンダ N-BOX	JF3-5122276
6	トヨタ シエンタ	NSP170-7234997
7	ホンダ ヴェゼル	RU3-1330170
8	スズキ スペーシア	MK53S-259897
9	トヨタ ハリアー	MXUA80-0071637
10	日産 ノート	HE12-299726
11	日産 デイズルークス	B21A-0192529
12	トヨタ プリウス	ZVW51-6142767
13	ダイハツ タント	LA600S-0596679